

空家等実態調査を実施します

少子高齢化や核家族化の進展等により、人が使用していない空家等が長期間にわたり放置され、周辺住民の生活環境が著しく損なわれる問題が全国的に増加しています。こうしたことから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成 27 年 5 月に全面施行されました。

市では、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進することを目的に「高島市空家等対策の推進に関する条例」を平成 28 年 4 月に施行しました。

今年度は、5 年ごとに実施している高島市空家等対策計画の改定時期にあたるため、その基礎データとなる空家の実態調査を市内全域で実施します。

空家等実態調査の概要

■調査の目的

市内の空家等の実態を調査し、今後の空家等対策を推進していく上での基礎資料とします。

■調査区域 市内全域

■調査期間 8 月下旬～9 月下旬

※天候、作業状況により、調査期間を超えて調査を行うことがあります。

■調査内容

市が保有する情報を基に空家の可能性がある家屋を抽出し、その候補となった家屋を対象として、道路上から外観の確認及び写真撮影を行います。

■調査委託会社

エアロトヨタ株式会社

※調査員は、高島市発行の調査員証を携帯します。

調査員証



高島市空家調査員
エアロトヨタ株式会社

今回の調査で、耐震診断、リフォーム、ソーラーパネルの設置、マイナンバーの提示を求めるなど、近隣に居住する住民の方へ、目的以外のお願いや勧誘等を行うことは決してありません。また、家屋建物内への立ち入りは行いません。

【お問い合わせ先】

高島市役所 市民生活部 市民協働課 定住推進室

TEL : 0740-25-8526 FAX : 0740-25-8156 E メール : kyoudou@city.takashima.lg.jp